

第5期 能代市障がい福祉計画

(第1期 能代市障がい児福祉計画を含む)

(平成30年度～32年度)

平成30年3月

能 代 市



「障がい」及び「障害」の表記について

本計画では、「障がい」と「障害」の表記について、下記のとおりとします。

- 特定の事項を示さない一般的な言い回しについては「障がい」と表記します。
- 「法律や条例等に基づく制度及び施設等の名称」、「組織名」及び「事業等の固有名称」に「障害」が使われている場合はそのまま表記します。

目 次

第1章 計画の概要	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本理念	1
3 計画の期間	2
4 計画の達成状況の点検及び評価	2
第2章 障がい者等の状況	
(1) 身体障がい者の状況	3
(2) 知的障がい者の状況	5
(3) 精神障がい者の状況	6
(4) 障がい児の状況	7
第3章 平成32年度までの目標（成果目標）	
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	8
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	8
(3) 地域生活支援拠点等の整備	9
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	9
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	10
第4章 障害福祉サービス等の見込量と確保の方策	
(1) 訪問系サービス	11
(2) 日中活動系サービス	12
(3) 居住系サービス	14
(4) 相談支援サービス	15
第5章 障害児通所支援等の見込量と確保の方策	
(1) 障害児通所支援	16
(2) 障害児相談支援	17
第6章 地域生活支援事業	
1 実施する事業の種類とその内容	18
2 事業見込量と実施に関する考え方	21
3 事業見込量の確保の方策	25
第7章 計画の推進	
1 関係機関・事業者等との連携等	26
2 計画の推進体制の充実	26

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域社会において他の人々と共生した生活を送るためには、障害福祉サービス等を充実させ、障がい者等の生活基盤を整備することが必要です。

障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項等を定めるものです。

障がい児福祉計画は、児童福祉法の改正により、平成30年度から市町村に策定が義務づけられた計画で、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項等を定めるものです。

能代市障がい福祉計画は、平成29年度で第4期の計画期間が終了することに伴い、新たに第5期計画を策定するとともに、障害者総合支援法第88条第6項及び児童福祉法第33条の20第6項の規定に基づき、能代市障がい児福祉計画を一体のものとして策定するものです。

2 計画の基本理念

本計画は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえて、次に掲げる点に配慮して策定します。

① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

身体障がい、知的障がい及び精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）の手帳所持者のみならず、難病患者等や障がい児が、障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスを受けることができるようサービスの充実を図ります。

また、県の適切な支援等を通じて、地域間で格差のある障害福祉サービスの均てん化を図ります。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整えます。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組を計画的に推進します。

⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援について、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じて、地域間で格差のある障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

3 計画の期間

本計画の期間は、国の基本指針に基づき、平成30年度から32年度までの3年間とします。

4 計画の達成状況の点検及び評価

本計画の「成果目標」及び「活動指標」については、年1回以上実績を把握するとともに、能代市地域総合支援協議会において、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえた分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じます。

※「成果目標」とは、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として設定するものです。

※「活動指標」とは、成果目標を達成するために必要となるサービス提供量等の見込みとして設定するものです。

第2章 障がい者等の状況

本市の障がい者等（手帳所持者）の人数は、身体障がい、知的障がい、精神障がいを合わせて、平成28年度末現在3,825人で、24年度と比較すると164人（4.1%）減少しています。総人口に占める障がい者等の割合は、7.0%で微増傾向にあります。

障がい者数の推移

（単位：人）

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
身体障害者手帳所持者	3,209	3,188	3,131	3,057	3,015
療育手帳所持者	479	461	468	465	466
精神障害者保健福祉手帳所持者	301	295	296	308	344
合 計	3,989	3,944	3,895	3,830	3,825

総人口	58,527	57,564	56,592	55,784	54,887
総人口に占める障がい者等の割合	6.8%	6.9%	6.9%	6.9%	7.0%

※ 各年度3月31日現在

（1）身体障がい者の状況

身体障がい者（手帳所持者）数は、平成28年度末現在3,015人で、24年度と比較すると194人（6.0%）減少しています。内訳は、「肢体不自由」が1,720人、次いで「内部障害」が813人、「聴覚又は平衡機能」が239人、「視覚」が208人、「音声・言語・そしゃく」が35人となっています。

身体障害者手帳所持者

（単位：人）

障害種別	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
視 覚	220	6.8%	217	6.8%	218	6.9%	210	6.9%	208	6.9%	
聴覚又は平衡機能	276	8.6%	269	8.4%	259	8.3%	245	8.0%	239	7.9%	
音声・言語・そしゃく	38	1.2%	36	1.1%	37	1.2%	40	1.3%	35	1.2%	
肢体不自由	1,858	57.9%	1,842	57.8%	1,800	57.5%	1,757	57.5%	1,720	57.0%	
内部障害	817	25.5%	824	25.9%	817	26.1%	805	26.3%	813	27.0%	
内 訳	心臓	497	15.5%	488	15.3%	464	14.8%	447	14.6%	437	14.5%
	腎臓	140	4.4%	151	4.7%	160	5.1%	159	5.2%	162	5.4%
	呼吸器	45	1.4%	43	1.4%	43	1.4%	42	1.4%	49	1.6%
	膀胱・直腸・小腸	129	4.0%	136	4.3%	144	4.6%	153	5.0%	156	5.2%
	肝臓	5	0.2%	5	0.2%	6	0.2%	4	0.1%	9	0.3%
	免疫	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合 計	3,209	100.0%	3,188	100.0%	3,131	100.0%	3,057	100.0%	3,015	100.0%	

※ 各年度3月31日現在

等級別では、平成28年度末現在、1級～2級の重度障がい者が1,438人で、全体の半数近くを占めており、次いで3級～4級の中度障がい者が1,269人、5級～6級の軽度障がい者が308人となっています。

等級別の身体障害者手帳所持者数

(単位:人)

等級	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	人数	構成比								
1級	993	31.0%	970	30.4%	951	30.4%	930	30.4%	924	30.6%
2級	572	17.8%	573	18.0%	554	17.7%	532	17.4%	514	17.1%
3級	649	20.2%	635	19.9%	617	19.7%	597	19.5%	584	19.4%
4級	678	21.1%	701	22.0%	707	22.6%	694	22.7%	685	22.7%
5級	142	4.4%	135	4.2%	138	4.4%	145	4.8%	142	4.7%
6級	175	5.5%	174	5.5%	164	5.2%	159	5.2%	166	5.5%
合計	3,209	100.0%	3,188	100.0%	3,131	100.0%	3,057	100.0%	3,015	100.0%

※ 各年度3月31日現在

年齢階層別では、平成28年度末現在、65歳以上が2,448人で、全体の約8割が高齢者となっています。また、そのうち1級は719人と、高齢で最重度の方が最も多い状況となっています。

年齢階層別の身体障害者手帳所持者数

(単位:人)

等級	18歳未満		18～65歳未満		65歳以上		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1級	8	0.3%	197	6.5%	719	23.8%	924	30.6%
2級	10	0.3%	102	3.4%	402	13.3%	514	17.1%
3級	3	0.1%	82	2.7%	499	16.6%	584	19.4%
4級	4	0.1%	99	3.3%	582	19.3%	685	22.7%
5級	0	0.0%	32	1.1%	110	3.6%	142	4.7%
6級	2	0.1%	28	0.9%	136	4.5%	166	5.5%
合計	27	0.9%	540	17.9%	2,448	81.2%	3,015	100.0%

※ 平成29年3月31日現在

(2) 知的障がい者の状況

知的障がい者（手帳所持者）数は、平成28年度末現在466人で、24年度と比較すると13人（2.7%）減少しています。内訳は、療育手帳A所持者が241人、療育手帳B所持者が225人となっています。

等級別の療育手帳所持者数 (単位:人)

等級	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	人数	構成比								
療育手帳A	240	50.1%	224	48.6%	248	53.0%	248	53.3%	241	51.7%
療育手帳B	239	49.9%	237	51.4%	220	47.0%	217	46.7%	225	48.3%
合計	479	100.0%	461	100.0%	468	100.0%	465	100.0%	466	100.0%

※ 各年度3月31日現在

平成28年度末現在の18歳以上の療育手帳所持者は、重度が138人と最も多く、次いで中度が104人、軽度が78人と続いています。

また、在宅が112人、うち就労中が43人、施設利用が289人となっており、就労も施設利用もしていない在宅者は、69人となっています。

18歳以上の療育手帳所持者の状況 (単位:人)

区分	軽度	中度	重度	最重度	重症心身	合計
在宅	45	33	22	1	11	112
うち就労中	27	14	2	0	0	43
施設利用	33	71	116	48	21	289
うち入所施設	6	16	56	27	15	120
うち通所施設	26	53	53	20	6	158
合計	78	104	138	49	32	401

※ 平成29年3月31日現在

年齢階層別では、平成28年度末現在、18歳以上65歳未満は326人で、70.0%を占めています。また、その中で療育手帳B所持者が168人と、最も多い状況となっています。

年齢階層別の療育手帳所持者数 (単位:人)

等級	18歳未満		18~65歳未満		65歳以上		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
療育手帳A	22	4.7%	158	33.9%	61	13.1%	241	51.7%
療育手帳B	43	9.2%	168	36.1%	14	3.0%	225	48.3%
合計	65	13.9%	326	70.0%	75	16.1%	466	100.0%

※ 平成29年3月31日現在

(3) 精神障がい者の状況

精神障がい者（手帳所持者）数は、平成28年度末現在344人で、24年度と比較すると43人（14.3%）増加しています。内訳は、1級が86人、2級が201人、3級が57人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者

(単位:人)

年度 等級	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	人数	構成比								
1 級	74	24.6%	76	25.8%	76	25.7%	75	24.3%	86	25.0%
2 級	187	62.1%	180	61.0%	174	58.8%	182	59.1%	201	58.4%
3 級	40	13.3%	39	13.2%	46	15.5%	51	16.6%	57	16.6%
合 計	301	100.0%	295	100.0%	296	100.0%	308	100.0%	344	100.0%

※ 各年度3月31日現在

(資料:山本地域振興局)

年齢階層別では、平成28年度末現在、18歳以上65歳未満は271人で、78.8%を占めています。また、その中で2級が164人と、最も多い状況となっています。

年齢階層別の精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位:人)

年齢階層 等級	18歳未満		18~65歳未満		65歳以上		合 計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1 級	1	0.3%	61	17.7%	24	7.0%	86	25.0%
2 級	1	0.3%	164	47.7%	36	10.4%	201	58.4%
3 級	2	0.6%	46	13.4%	9	2.6%	57	16.6%
合 計	4	1.2%	271	78.8%	69	20.1%	344	100.0%

※ 平成29年3月31日現在

(資料:山本地域振興局)

(4) 障がい児の状況

身体障がい児（18歳未満の身体障害者手帳所持者）数は、平成28年度末現在27人です。内訳は、肢体不自由が14人、内部障害が9人、聴覚障害が3人、視覚障害が1人となっています。

身体障がい児の状況 (単位:人)

区 分	視覚	聴覚	平衡	音声言語	そしゃく	肢体	内部障害	合 計
在宅	1	3	0	0	0	13	9	26
児童福祉施設	0	0	0	0	0	1	0	1
合 計	1	3	0	0	0	14	9	27

※ 平成29年3月31日現在

知的障がい児（18歳未満の療育手帳所持者）数は、平成28年度末現在65人です。内訳は、在宅が30人、施設利用が35人となっています。

知的障がい児の状況 (単位:人)

区 分	軽度	中度	重度	最重度	重症心身	合 計
在宅	25	0	1	3	1	30
うち特別支援学校在籍	12	0	1	3	1	17
うち特別支援学級在籍	7	0	0	0	0	7
うち普通学級在籍	3	0	0	0	0	3
うち学齢前児童	3	0	0	0	0	3
施設利用	11	7	10	4	3	35
うち入所施設	0	0	0	2	0	2
うち通所施設	11	7	10	2	3	33
合 計	36	7	11	7	4	65

※ 平成29年3月31日現在

第3章 平成32年度までの目標（成果目標）

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、「平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。」としています。

本市では、これに基づき数値目標を次のとおり設定します。

また、施設入所者の地域生活への移行を進めるため、訪問系サービス、日中活動系サービス及び相談支援体制の充実を図り、居住の場の確保として、グループホームの設置を引き続き促進します。

○ 目標値の設定

項 目	数値	考 え 方
平成28年度末の施設入所者数	145人	
【目標値】 地域生活への移行者数	6人	施設入所からグループホーム等への移行者数（目標4%） $145人 \times 4\% \div 6人$
【目標値】 施設入所者数の削減見込数	3人	施設入所者数の削減見込数（目標2%） $145人 \times 2\% \div 3人$ 平成32年度末の施設入所見込数 $145人 - 3人 = 142人$

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院精神障がい者の地域移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会を構築していく必要があります。

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、国の基本指針に基づき、平成32年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を目指します。

（3）地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、「障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備について、平成32年度末までに各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。」としています。

地域生活支援拠点等の整備については、障がい者支援施設やグループホームに付加した形で整備する「多機能拠点整備型」と、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」があることから、本市では、地域に適合した手法での整備を検討します。

（4）福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、「平成32年度中に一般就労に移行する者を、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指すものとする。」としています。

本市では、これに基づき数値目標を次のとおり設定します。

また、障がい者の一般就労を促進するため、ハローワーク及び障害者就業・生活支援センター等の関係機関と協力し、一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ります。

○ 目標値の設定

項 目	数値	考 え 方
平成28年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数	3人	
【目標値】 一般就労へ移行する者の数	5人	平成32年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数（目標1.5倍以上） $3人 \times 1.5 \div 5人$
平成28年度末の就労移行支援事業所の利用者数	6人	
【目標値】 就労移行支援事業所の利用者数	8人	平成32年度末の利用者数（目標2割以上） $6人 \times 1.2 \div 8人$

（5）障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児及びその家族に対しては、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

国の基本指針に基づき、障がい児支援の提供体制の整備等について、次のとおり目標を設定します。

- ① 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制を構築するため、平成32年度末までに、児童発達支援センターの設置を目指します。
- ② 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を目指します。
- ③ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成32年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置を目指します。

第4章 障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

平成30年度から32年度までの障害福祉サービス等の見込量と、確保のための方策を次のとおりとします。（活動指標）

（1）訪問系サービス

[事業内容]

①居宅介護

自宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、通院時における介助等、日常生活上の支援を行います。

②重度訪問介護

重度の障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時の移動支援等、総合的な支援を行います。

③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

[サービス見込量]

（単位：人、時間）

サービス名	項目	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
①居宅介護	利用人数	60	65	67	74	80	86
	利用時間	1,102	1,106	1,242	1,397	1,511	1,625
②重度訪問介護	利用人数	8	7	8	11	13	15
	利用時間	434	917	971	1,049	1,103	1,157
③同行援護	利用人数	1	1	2	3	3	3
	利用時間	3	11	14	20	20	20

※ 利用人数は、1か月当たりの平均利用人数。利用時間は、1か月当たりの平均利用時間。
平成29年度は、実績見込み。

[サービス見込量の確保の方策]

自宅において、介護等を必要とする人に対して、事業を実施する事業者と連携して必要な支援を行います。また、需要に的確に応じられるよう、事業者のサービス提供体制に留意します。

(2) 日中活動系サービス

[事業内容]

①生活介護

常に介護を必要とする障がい者に、主に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

②自立訓練（機能訓練）

身体障がい者に、地域において自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能の維持・向上等のために必要なりハビリテーション等の訓練を行います。

③自立訓練（生活訓練）

知的障がい者や精神障がい者に、地域において自立した日常生活や社会生活ができるよう、食事や家事等の日常生活を向上するための支援を行います。

④就労移行支援

一般就労を希望する障がい者（65歳未満に限る。）に、知識・能力の向上、企業における実習等、その適性に合った職場開拓や就労後の職場定着のための支援を行います。

⑤就労継続支援A型（雇成型）

一般就労が可能と見込まれる障がい者（65歳未満に限る。）に、一般就労に必要な知識・能力を高め、雇用契約に基づく就労の機会を提供します。

⑥就労継続支援B型（非雇成型）

企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業A型（雇成型）の利用が困難と判断された障がい者に、就労の機会や生産活動の機会を提供（雇用契約を締結しない。）します。

⑦療養介護

病院等への長期の入院による医療に加え、常時の介護が必要な障がい者に、医療機関において、機能訓練、療育上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

⑧短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合等の理由により、自宅での生活が困難な障がい者に、施設等で短期間、夜間も含めて、入浴、排せつ、食事の介護等や日常生活上の支援を行います。

第4章 障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

[サービス見込量]

(単位：人、日)

サービス名	項目	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
①生活介護	利用人数	205	222	227	234	240	246
	利用日数	4,311	4,385	4,705	4,904	5,030	5,156
②自立訓練 (機能訓練)	利用人数	0	1	2	2	2	2
	利用日数	0	11	45	45	45	45
③自立訓練 (生活訓練)	利用人数	10	10	9	10	10	10
	利用日数	216	214	201	240	241	240
④就労移行支援	利用人数	9	6	6	7	7	8
	利用日数	191	114	111	140	140	160
⑤就労継続支援 (A型)	利用人数	12	21	26	30	34	38
	利用日数	213	398	516	590	670	750
⑥就労継続支援 (B型)	利用人数	90	101	104	109	113	117
	利用日数	1,709	1,749	1,879	1,953	2,025	2,097
⑦療養介護	利用人数	12	12	12	12	12	12
	利用日数	363	362	360	365	366	365
⑧短期入所 (ショートステイ)	利用人数	7	7	11	14	18	18
	利用日数	92	77	128	160	208	208

※ 利用人数は、1か月当たりの平均利用人数。利用量は、1か月当たりの平均利用日数。
平成29年度は、実績見込み。

[サービス見込量の確保の方策]

福祉施設利用者について、就労移行支援事業や就労継続支援事業の利用促進など、障がい者の一般就労への移行を図るため、関係機関・団体等と連携し支援に努めます。また、他の日中活動系サービスについても利用促進のため、事業者等の実施状況、提供体制を留意して情報提供等の必要な支援に努めます。

(3) 居住系サービス

[事業内容]

①共同生活援助（グループホーム）

就労している障がい者や、就労継続支援等の日中活動を利用している障がい者に、夜間や休日等において、家事等の日常生活上の支援を行います。

※障害者総合支援法の改正により、平成26年4月から共同生活介護（ケアホーム）は、共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

②施設入所支援

施設に入所する障がい者に、主に夜間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

③自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等に、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行います。

[サービス見込量]

(単位：人、日)

サービス名	項目	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
①共同生活援助 (グループホーム)	利用人数	47	51	53	57	61	65
②施設入所支援	利用人数	144	144	145	144	143	142
③自立生活援助	利用人数	—	—	—	1	1	1

※ 利用人数は、1か月当たりの平均利用人数。利用量は、1か月当たりの平均利用日数。
平成29年度は、実績見込み。

[サービス見込量の確保の方策]

施設入所者及び退院可能精神障がい者の地域移行を促進するため、退所（院）後の居住の場として、秋田県、社会福祉法人、医療機関、NPO等と連携して、グループホーム等の整備を図ります。なお、条件等が整って在宅（自宅等）での生活が可能な人については、訪問系サービスの積極的な提供により在宅生活の支援を図ります。また、訪問系サービスの需要に的確に応じられるよう、事業者等の提供体制に留意します。

(4) 相談支援サービス

[事業内容]

①計画相談支援

障がい者の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行うとともに、一定の期間ごとにサービスの利用状況をモニタリングし、計画の見直し等を行います。

②地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

③地域定着支援

居宅において、単身（家庭の状況等により、同居している家族による緊急時の支援を受けられない方を含む。）で生活している障がいのある人を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時に相談その他の必要な支援を行います。

[サービス見込量]

(単位：人)

サービス名	項目	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
①計画相談支援	利用人数	59	72	81	88	108	118
②地域移行支援	利用人数	1	1	1	1	1	1
③地域定着支援	利用人数	0	0	0	1	1	1

※ 利用人数は、1か月当たりの平均利用人数。
平成29年度は、実績見込み。

[サービス見込量の確保の方策]

障害福祉サービスを利用する障がい者の適切なサービス利用と効果的な問題解決につなげるため、サービス等利用計画を作成し、利用の見直しが必要な際にはサービス提供事業者等と連携し、情報提供等の必要な支援に努めます。また、地域生活への移行を推進するため、地域移行支援、地域定着支援の需要に的確に応じられるよう、事業者等の提供体制に留意します。

第5章 障害児通所支援等の見込量と確保の方策

平成30年度から32年度までの障害児通所支援等の見込量と、確保のための方策を次のとおりとします。（活動指標）

（1）障害児通所支援

[事業内容]

①児童発達支援

未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活の適応訓練等の支援を行います。

②放課後等デイサービス

在学中の障がい児に、放課後や夏休み等において、生活能力向上のための訓練等を行い、社会との交流や自立を促します。

③医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に、児童発達支援及び治療を行います。

[サービス見込量]

（単位：人、日）

サービス名	項目	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
①児童発達支援	利用人数	15	15	14	14	14	14
	利用日数	53	59	53	53	53	53
②放課後等デイサービス	利用人数	26	29	35	36	38	39
	利用日数	330	368	476	485	493	502
③医療型児童発達支援	利用人数	0	1	1	1	1	1
	利用日数	0	5	5	5	5	5

※ 利用人数は、1か月当たりの平均利用人数。利用量は、1か月当たりの平均利用日数。
平成29年度は、実績見込み。

[サービス見込量の確保の方策]

事業を実施する事業者等と連携して必要な支援を行い、児童やその家族への支援を行う身近な療育の場の充実を図ります。

(2) 障害児相談支援

[事業内容]

障害児通所支援を利用する児童に、障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

[サービス見込量]

(単位：人)

サービス名	項目	第4期実績			第5期見込量		
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
障害児相談支援	利用人数	10	10	12	13	14	14

※ 利用人数は、1か月当たりの平均利用人数。

平成29年度は、実績見込み。

[サービス見込量の確保の方策]

障害福祉サービスを利用する障がい児の適切なサービス利用と効果的な問題解決につながるため、サービス等利用計画を作成し、利用の見直しが必要な際にはサービス提供事業者等と連携し、情報提供等の必要な支援に努めます。

第6章 地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、平成30年度から32年度までにおける実施に関する考え方及び見込量を次のとおりとします。

1 実施する事業の種類とその内容

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族等による地域における自発的な取組を支援します。

(3) 相談支援事業

障がい者等の福祉に関するさまざまな問題について、障がい者等からの相談に応じ、情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用支援及び訪問支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、必要となる経費を補助することにより成年後見制度の利用を支援し、障がい者の権利擁護を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に対して、手話通訳者、要約筆記者の派遣及び手話通訳者の設置により意思疎通を支援します。

(7) 日常生活用具給付等事業

日常生活を営むのに支障がある在宅の障がい者等に対し、日常生活用具を給付することなどにより、日常生活の便宜を図り、自立した生活を支援します。

※主な内容：特殊寝台、入浴補助用具、ストマ装具、居宅生活動作補助用具等の給付

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動を支援し、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員等を養成します。

(9) 移動支援事業

屋外等での移動が困難な障がい者等に対し、外出等の支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を支援します。

(10) 地域活動支援センター

障がい者等を対象に、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

(11) その他の事業（任意事業）

上記(1)～(10)以外で、本市における障害福祉サービスの提供状況や障がい者等のニーズに基づき、実施が必要と判断される次の事業を実施します。

① 日常生活支援

(ア) 福祉ホームの運営

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者（常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。）であって、現に住居を求めている人について、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。

(イ) 訪問入浴サービス

居宅において、入浴することが困難な重度身体障がい者等について、訪問入浴サービス（浴槽を提供して行う入浴介護）を提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、地域における身体障がい者の生活を支援します。

(ウ) 日中一時支援

障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、日中、障害福祉サービス事業所、障がい者支援施設及び学校の空き教室等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等の支援を行います。

② 社会参加支援**(ア) レクリエーション活動等支援**

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流の促進及び障がい者スポーツの普及のため、障がい者スポーツ・レクリエーション大会の開催を支援します。

(イ) 芸術文化活動振興

障がい者等の芸術文化活動を振興するため、障がい者等の作品展の芸術文化活動の機会を提供するとともに、障がい者等の創作意欲を助長するために必要な支援を行います。

(ウ) 点字・声の広報等発行

文字による情報入手が困難な障がい者等に対し、「広報のしろ」を音訳し、カセットテープに録音して定期的に貸し出します。

(エ) 自動車運転免許取得費の助成

肢体不自由又は聴覚障がい者等に対し、自動車運転免許の取得により、就労等社会参加が見込まれる場合に、自動車運転免許の取得経費の一部を助成します。

(オ) 自動車改造費の助成

下肢又は体幹機能障がい者等に対し、就労等のために、本人が所有し運転する自動車のブレーキやアクセルを手動にするなどの装置を改造する場合に、その改造経費の一部を助成します。

2 事業見込量と実施に関する考え方

平成30年度から32年度までの事業の見込量と、実施に関する考え方を次のとおりとします。

サービス名	第4期実績			第5期見込量			単位
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
(1)理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
(2)自発的活動支援事業	未実施	未実施	実施	実施	実施	実施	
(3)相談支援事業							
①障害者相談支援事業	1	1	1	1	1	1	箇所
②基幹相談支援センター等機能強化事業	未実施	実施	実施	実施	実施	実施	
(4)成年後見制度利用支援事業	0	0	0	1	1	1	人
(5)成年後見制度法人後見支援事業	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施	
(6)意思疎通支援事業							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	23	23	23	23	23	23	人
②手話通訳者設置事業	1	1	1	1	1	1	人
(7)日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	1	1	2	2	2	2	件
②自立生活支援用具	8	6	12	10	10	10	件
③在宅療養等支援用具	9	7	8	10	10	10	件
④情報・意思疎通支援用具	10	6	12	12	12	12	件
⑤排泄管理支援用具	1,812	1,844	1,900	1,950	2,000	2,050	件
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	2	1	2	2	2	2	件
(8)手話奉仕員養成研修事業	5	4	14	20	20	20	人
(9)移動支援事業	利用人数	4	4	6	3	3	3人
	利用時間	89	58	70	50	50	50時間
(10)地域活動支援センター	1	1	1	1	1	1	箇所
地域活動支援センター基礎的事業	68	73	85	85人	85人	85人	人
地域活動支援センター機能強化事業	-	7	15	15	15	15	人
(11)その他の事業（任意事業）							
①日常生活支援							
(ア)福祉ホームの運営	1	1	1	1	1	1	人
(イ)訪問入浴サービス	2	4	3	3	3	4	人
(ウ)日中一時支援	26	18	20	20	23	26	人
②社会参加支援							
(ア)レクリエーション活動等支援	82	81	85	85	90	95	人
(イ)芸術文化活動振興	118	120	125	125	130	135	人
(ウ)点字・声の広報等発行	14	13	13	13	13	13	人
(エ)自動車運転免許取得費の助成	0	0	0	1	1	1	人
(オ)自動車改造費の助成	1	0	2	2	2	2	人

※ 人数は年間の実人数。件数、時間数は年間の数値。
平成29年度は、実績見込み。

[実施に関する考え方]

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施します。また、効果的な他の実施方法について検討します。

[実施体制] 社会福祉法人へ委託等

(2) 自発的活動支援事業

障がい者やその家族等による自発的に行う活動を支援します。支援内容の広報等を行い、地域住民も事業に関わられる支援内容を検討します。

[実施体制] 団体へ補助

(3) 相談支援事業

通常の相談支援事業に加え、相談支援事業の機能強化についても検討します。また、実施箇所は現在1か所ですが、関係事業者等の意向や利用者の状況を踏まえて、増設について検討します。

[実施体制] 社会福祉法人へ委託等

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がい者又は精神障がい者で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人に、適切にその費用が助成されるよう事業を実施します。

[実施体制] 市が直接実施

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援等により、法人後見の活動を支援します。

[実施体制] 市が直接実施又は社会福祉法人へ委託等

(6) 意思疎通支援事業

本市が設置する手話通訳者1名と手話通訳登録者等により、本市が直接事業を実施します。当面、手話通訳者、要約筆記者の派遣の事業とし、点訳、音訳等については、今後の需要等の状況や支援体制構築の方法等を踏まえて検討することとします。

なお、利用者の需要、意向に沿った活用（定期的な利用、緊急的な利用等）が図られるよう、派遣の調整等についての体制整備に配慮します。

[実施体制] 市が直接実施

(7) 日常生活用具給付等事業

障がい者等がそれぞれ必要とする日常生活用具について、適正に給付されるよう事業を実施します。

なお、利用者が用具取得の事業者を選択する際は、利用者の希望を基本にしますが、用具の価格の適正さに配慮して給付します。

[実施体制] 市が直接実施

(8) 手話奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員等を養成するために、入門課程と入門課程を修了した者が受講できる基礎課程を1年度ごと交互に行い、2年間の研修を実施します。

[実施体制] 市が直接実施（ボランティア団体等へ一部委託）

(9) 移動支援事業

利用に当たっての諸条件が満たされていることに留意しながら実施します。また、必要とする人が本事業についての情報を得ることができるよう周知します。

[実施体制] 居宅介護事業者へ委託

(10) 地域活動支援センター

地域活動支援センターの基礎的事業に加え、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを提供する地域活動支援センターⅡ型を継続して実施します。

[実施体制] 市が直接実施又は社会福祉法人へ委託し、能代市在宅障害者支援施設「とらいあんぐる」において実施

(11) その他の事業（任意事業）

①日常生活支援

(ア) 福祉ホームの運営

現に住居を求めている障がい者が、低額な料金で、居室その他の設備を利用でき、日常生活に必要な便宜を供与できるように支援します。

[実施体制] 医療法人、社会福祉法人等が実施（市は補助を行う。）

(イ) 訪問入浴サービス

訪問入浴サービスを希望する障がい者が、適切にサービスを受けられるよう事業を実施します。

[実施体制] 居宅介護事業者へ委託

(ウ) 日中一時支援

日中、障害福祉サービス事業所、学校の空き教室等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行うなど、必要な支援を行います。

[実施体制] 社会福祉法人等へ委託

②社会参加支援

(ア) レクリエーション活動等支援

障がい者団体が中心となって実施するスポーツ・レクリエーション大会に対して、本市として財政的支援及び大会準備・運営のサポートを行います。

[実施体制] 障がい者団体が実施（市は補助を行う。）

(イ) 芸術文化活動振興

障がい者団体が中心となって実施する障がい者等の作品展に対して、本市として財政的支援及び開催に当たっての準備・運営のサポートを行います。

[実施体制] 障がい者団体が実施（市は補助を行う。）

(ウ) 点字・声の広報等発行

音訳ボランティアの協力を得ながら「広報のしろ」を音訳し、カセットテープを定期的に貸し出します。また、研修等を通じて音訳の技術向上を図ります。

[実施体制] 市が直接実施

(エ) 自動車運転免許取得費の助成

事業の対象となる障がい者が、自動車運転免許を取得しようとする場合に、適切にその費用の一部が助成されるよう事業を実施します。

[実施体制] 市が直接実施

(オ) 自動車改造費の助成

事業の対象となる障がい者が、本人が所有し運転する自動車を改造しようとする場合に、適切にその費用の一部が助成されるよう事業を実施します。

[実施体制] 市が直接実施

3 事業見込量の確保の方策

地域生活支援事業にかかわる社会福祉法人、NPO、障がい者団体、各関係機関等と緊密な連携をとって事業を進めるとともに、地域のこれらの社会資源の活用を図ります。

現在、本市が直接実施している事業についても、効果・効率性等を検討した上で、社会福祉法人等への事業委託を検討します。

また、見込量を確保するには本市だけのサービス基盤整備では対応できないと考えられることから、近隣市町村との情報交換等を通じた協力・連携体制を確保して進めます。こうした広域的・総合的な取組により、より効率的・効果的に各事業の見込量が確保されるよう推進します。

第7章 計画の推進

1 関係機関・事業者等との連携等

障害福祉サービス等の提供体制の基盤整備に当たっては、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援サービス、障害児通所支援及び障害児相談支援のいずれについても、本市が積極的に支援するとともに、実際のサービス提供を行う指定障害福祉サービス事業者、医療機関、NPO等の事業の充実・展開が求められます。特に、生活介護・自立訓練施設、グループホーム、短期入所施設及び就労支援の施設の整備並びに相談支援事業所の設置について、事業者と連携し促進していきます。

また、地域生活支援事業については、実施する社会福祉法人、事業者、障がい者団体等と協働し、事業の効果的な展開が図られるよう努めます。

2 計画の推進体制の充実

本計画を推進していくに当たって、庁内においては、特に障害福祉サービス等の施策と関係のある介護保険、医療担当課等と緊密に連携して計画の推進を図ります。

また、能代市地域総合支援協議会において、関係機関等の有機的な連携により、課題の改善に取り組み、本計画の推進を図ります。

第5期 能代市障がい福祉計画

(第1期 能代市障がい児福祉計画を含む)

発行 能代市

編集 能代市 市民福祉部 福祉課

能代市上町1番3号

TEL 0185-89-2152